別添

付表

1

日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営することができる路線

(a)　両方向に、東京―大阪―福岡―那覇―中国本土及び（又は）台湾における地点―香港又はマニラ―ベトナム、ラオス及び（又は）カンボジア内の地点―バンコク―ヤンゴン―コロンボ―インド内の地点―バングラデシュ及び（又は）パキスタン内の地点―中東及び近東（イラン及びアフガニスタンを含む。）内の地点―カイロ―アテネ―ローマ―ジュネーブ、チューリッヒ又はマドリード―フランクフルト・アム・マイン―パリ―ベルギー内の地点―以遠の地点

(b)　両方向に、日本国内の地点―アリューシャン列島内の地点―アラスカ内の地点―カナダ内の地点―グリーンランド内の地点―アイスランド内の地点―スカンジナビア内の地点―ドイツ内の地点―オランダ内の地点―ベルギー内の地点―以遠の地点

(c)　両方向に、日本国内の地点―モスクワ―ヨーロッパ内の地点―ベルギー内の地点

(d)　両方向に、日本国内の地点―上海―シンガポール―香港―ドバイ―ベルギー内の地点

注(1)　日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たって、その指定航空企業の選択により省略することができる。

注(2)　路線1(a)及び1(b)においては、旅客便及び貨物専用便のいずれの業務も運営することができる。

注(3)　路線1(c)においては、旅客便の業務のみを運営することができる。

注(4)　路線1(d)においては、貨物専用便の業務のみを運営することができる。

2

ベルギーの一又は二以上の指定航空企業が運営することができる路線

(a)　両方向に、ベルギー内の地点―ヨーロッパ内の地点―近東及び中東（イラン及びアフガニスタンを含む。）内の地点―パキスタン及び（又は）バングラデシュ内の地点―インド内の地点―コロンボ―ヤンゴン―バンコク―マニラ―中国本土における地点―那覇―大阪―東京―以遠の地点

(b)　両方向に、ベルギー内の地点―ドイツ内の地点―アイスランド内の地点―グリーンランド内の地点―カナダ内の地点―アラスカ内の地点―アリューシャン列島内の地点―東京

(c)　両方向に、ベルギー内の地点―ヨーロッパ内の地点―モスクワ―東京―大阪―名古屋―那覇

(d)　両方向に、ベルギー内の地点―上海―シンガポール―香港―ドバイ―東京―大阪―名古屋―那覇

注(1)　ベルギーの一又は二以上の指定航空企業が運営する協定業務は、ベルギーの領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たって、その指定航空企業の選択により省略することができる。

注(2)　路線2(a)及び2(b)においては、旅客便及び貨物専用便のいずれの業務も運営することができる。

注(3)　路線2(c)においては、旅客便の業務のみを運営することができる。

注(4)　路線2(d)においては、貨物専用便の業務のみを運営することができる。

（ベルギー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、ベルギー王国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をベルギー王国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年九月二十九日にブリュッセルで

ベルギー王国

交通担当国務長官

エティエンヌ・スフーペ

ベルギー王国駐在

日本国特命全権大使　横田淳閣下

○外務省告示第五百二号

平成二十一年二月九日にバクーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアゼルバイジャン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年九月十七日に効力を生じた。

平成二十一年十月十五日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、アゼルバイジャン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とアゼルバイジャン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1

三百二十八億五千百万円（三二、八五一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地方都市上下水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、アゼルバイジャン共和国政府に供与されることになる。

2

(1)　借款は、アゼルバイジャン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年（下水に係る部分を除く。）、下水に係る部分については十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセント（下水に係る部分を除く。）、下水に係る部分については年〇・六五パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3

(1)　借款は、アゼルバイジャンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4

アゼルバイジャン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5

アゼルバイジャン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6

3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してアゼルバイジャン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためアゼルバイジャン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7

(1)　アゼルバイジャン共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してアゼルバイジャン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　アゼルバイジャン共和国政府は、両政府間の関係国際協定及びアゼルバイジャン共和国の関係法令に従って、次のものを免除する。

(a)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してアゼルバイジャン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税